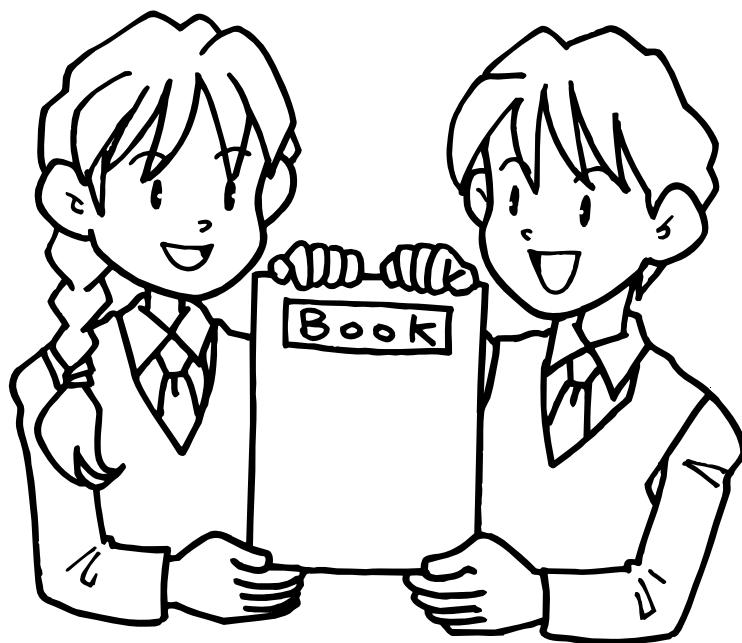


# 白河市子ども読書活動推進計画

平成25年(2013)12月



白河市教育委員会

# 目 次

はじめに .....	1
第1章 白河市子ども読書活動推進計画の概要 .....	2
1 計画の目的 .....	2
2 計画策定の背景と位置づけ .....	2
3 子どもの読書を取り巻く状況 .....	4
4 計画のめざすもの～基本方針～ .....	5
第2章 子どもの読書活動推進のための取組み .....	6
1 輝いた瞳の子どもを育みます .....	6
〈家庭での取組み〉 .....	6
2 輝く園児を育みます .....	6
〈保育園・幼稚園での取組み〉 .....	7
3 明るく輝く元気な児童・生徒を育みます .....	7
〈学校での取組み〉 .....	7
4 個性豊かな子どもの読書を支援します .....	8
〈図書館における取組み〉 .....	8
5 子どもに合った読書環境をつくります .....	9
〈関係機関及び図書館での取組み〉 .....	9
第3章 子どもの読書活動推進のための具体的活動 .....	10
1 輝いた瞳の子どもを育みます〈家庭での取組み〉 .....	10
2 輝く園児を育みます〈保育園・幼稚園での取組み〉 .....	11
3 明るく輝く元気な児童・生徒を育みます〈学校での取組み〉 .....	12
4 個性豊かな子どもの読書を支援します〈図書館における取組み〉 .....	13
5 子どもに合った読書環境をつくります〈関係機関及び図書館での取組み〉 .....	14
6 その他 .....	15
資 料	
子どもの読書活動推進に関する法律 .....	16
(衆議院文部科学委員会における附帯決議) .....	17
白河市子ども読書活動推進計画策定庁内検討委員会設置要綱 .....	18
『白河市子ども読書活動推進計画』策定工程表 .....	19
『白河市子ども読書活動推進計画』策定経過 .....	20

## はじめに

読書は「子どもが言葉を学び、感性を磨き、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」ですが、社会・生活環境の変化により、子どもの本や絵本などの活字媒体の利用が低下し、活字離れ、読書離れが進むのではないかと懸念されているところです。

国では、この問題に対処するため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布、施行し、同14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。福島県はこの法律を受け、平成16年3月に「福島県子ども読書活動推進計画」を策定、さらに平成22年3月に第二次となる推進計画を策定しました。

この度、白河市教育委員会は、白河市の将来を担う子どもたちが、読書習慣を身に付け、想像力豊かに育つよう願いを込めて、国、県の推進計画を受け、「白河市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、家庭、保育園、幼稚園、学校、図書館等が相互に連携しつつ、地域全体で取り組みを進めることで、子どもたちが読書の楽しみを知り、主体的に生きる力が育まれるよう切に願うものであります。

おわりに、本計画の策定にあたり白河市図書館協議会委員の皆様をはじめとして、原案に対してパブリックコメントを寄せていただいた市民の方々など、貴重なご意見を寄せていただいた多くの皆様に厚くお礼申し上げます。

平成25年12月

白河市教育委員会教育長 伊藤 渉

# 第1章 白河市子ども読書活動推進計画の概要

## 1 計画の目的

子ども<sup>※1</sup>は読書を通して、ことばや心を豊かにするとともに、多くの知識を身につけ、自ら学び、自ら考える力を高めていくことができます。

子どもの読書活動は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」<sup>※2</sup>の基本理念に“子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである”と、その意義が謳われているように、読書によって自分の考え・感情を伝えるためのことばを身につけ同時に表現力を高めていくことは、子どもの健やかな成長過程にあって、とても重要なことです。

幅広い知識を習得し、必要な情報を選択して活用する能力を培うことができる「読書」はまた、より深く、より豊かな人生を送るためにも、なくてはならないものです。

この計画は、子どもが自主的に読書に向かう<sup>※3</sup>ことができるよう配慮しながら、家庭、保育園・幼稚園、学校、市立図書館<sup>※4</sup>が連携し、一体となって<sup>※5</sup>、子どもが本と出会うためのよりよい環境を整えることにより、子どもに読書の楽しさを伝え、子どもの生きる力を育てていくことを目的とします。

## 2 計画策定の背景と位置づけ

現代は、テレビ、ビデオ、DVD等多様な情報メディア・情報媒体が発達・普及し、通信インフラの整備に伴うインターネット、携帯電話、スマートフォン等の携帯端末の著しい普及、また、多種にわたる携帯ゲーム機の普及等、情報化社会が進展し、子どもの生活環境が変化してきています。

そうした状況の変化の中にあって、保護者を含む成人において、書籍等の活字媒体の利用率の低下が危惧され、これにより乳幼児期の読書習慣の形成が十分になされずに子どもの心の成長に大きな影響を及ぼすのではないかと懸念されています。

そうした状況を受け、衆参両院は平成11年8月に子どもの読書活動について、国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」とすることを決議し、その年に「国際子ども図書館」が開館しました。

次いで平成13年11月に議員立法により「子どもの読書活動の推進に関する法律案」が提出され、同年12月に成立し公布、施行されました。この法律は、子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、読書を通して、子どもの健やかな成長に資する

---

※1 子ども：この計画では18歳以下を対象としています。

※2 子どもの読書活動の推進に関する法律：平成13年12月12日公布、資料(16号)参照。

※3 自主的：「子どもの読書活動の推進に関する法律」について、衆議院文部科学委員会における附帯決議で「子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。」とされており、この計画の推進にあたっては、子どもの自主性を尊重します。

※4 市立図書館：本計画では、白河市立図書館・表郷図書館・大信図書館・東図書館の4つの市立図書館を「市立図書館」と記します。個別の図書館名で記す場合は記した図書館のみを指します。

※5 連携・一体：この計画では、子どもが読書に親しむにあたり、発達段階に応じて、家族・保健師・保育士・幼稚園教諭・教師・ボランティア・司書(図書館法にいう「図書館」に勤務し、資格を有する図書館専門職員)が関わります。

ことを目的としています。

また、この法律に基づき、平成 14 年 8 月には、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、さらに平成 17 年 7 月には「文字・活字文化振興法」が公布され、読書活動の推進が自治体に求められるようになりました。そして同法公布 5 年目にあたる平成 22 年度を「国民読書年」とし、読書活動推進の一層の充実を図ることとしました。

白河市教育委員会は、「白河市第 2 次総合計画」2013-2022<sup>\*6</sup>、「子ども読書活動推進計画に関する法律」及び「福島県子ども読書活動推進計画（第二次）」<sup>\*7</sup>を上位計画として国・県の動向を踏まえ、白河市の子どもの読書活動推進に関する基本理念と主要施策を備える計画として「白河市子ども読書活動推進計画」を位置づけます。

#### ○計画の対象

白河市の乳幼児からおおむね高校生までの子どもとします。

#### ○実践の主体

家庭、保育園・幼稚園、学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校<sup>\*8</sup>）、図書館をはじめとする関係行政機関、民間団体等です。

#### ○計画の期間

平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間とします。なお、国、県の動向および社会状況の変化に応じ、見直しを検討するものとします。

#### 《参考》

##### [国の動向]

#### ○平成 11 年 8 月

読書の持つ計り知れない価値を認識して、子どもの読書活動を、国を挙げて支援するため平成 12 年を「子ども読書年」とすることを衆参両院で決議される

#### ○平成 12 年 12 月

「教育改革国民会議報告書」において「読み、書き、話すなど言葉の教育」を重視すべきと提言される

#### ○平成 13 年 12 月

「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布、施行

#### ○平成 14 年 8 月

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定  
同計画の基本的方針

・子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

※ 6 白河市第 2 次総合計画：平成 25 年に策定された白河市の基本計画です（担当：市長公室企画政策課）。

※ 7 福島県子ども読書活動推進計画（第二次）：平成 16 年（2004）に第一次の計画が策定され、その後中間見直しを行い、平成 20 年（2008）に、後期計画として策定されました。

※ 8 特別支援学校：平成 19 年 4 月の学校教育法の一部改正により、児童・生徒等の障がいの重複化に対応した適切な教育を行うため、盲・聾・養護学校から障がい種別を超えた特別支援学校に一本化されました。

(図書資料<sup>※9</sup>の整備等の諸条件の整備・充実)

- ・家庭・地域、学校を通じた社会全体での取組みの推進  
(学校、図書館等の関係機関、民間団体等が連携・協力した取組みの推進)
- ・子どもの読書活動に関する理解と関心の普及  
(社会的機運醸成のための読書活動の意義や重要性の普及・啓発)

○平成 20 年 3 月

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定

同計画の基本的方針

- ・子どもの自主的な読書活動の推進  
(子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進)
- ・家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組みの推進  
(国、自治体、家庭、地域、学校それぞれ相互に連携・協力し自主的な読書活動を推進)
- ・子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実  
(国、自治体は、子どもの発達段階に応じて家庭、地域、学校において読書に親しむ機会を提供し、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努める)
- ・子どもの読書活動に関する理解と関心の普及  
(社会全体で読書活動を推進する気運を一層高める)

[ 福島県の動向 ]

○平成 16 年 3 月

「福島県子ども読書活動推進計画」を策定

同計画の基本方針

- ・子どもの読書活動推進についての理解と関心を深めるために
- ・子どもの読書活動推進に向けた取組みの充実のために
- ・子どもが読書に親しむ機会の充実について

○平成 22 年 3 月

「福島県子ども読書活動推進計画（第二次）」を策定

基本方針

- ・子どもが読書に親しむ機会の充実のために
- ・子どもの読書環境の整備と充実のために
- ・子どもの読書活動についての理解の促進のために

### 3 子どもの読書を取り巻く状況

子どもの読書に関わる機関の連携・協力体制が弱く、関係機関から子どもの読書に関する情報提供が不足しています。また、読書が好きな児童・生徒が、上位の学年になるほど減少することや学校司書が配置されていないことから学校図書館が十分に活用されていないなど、子どもが読書に親しめる環境の整備が十分とは言えない状況にあります。

※9 資料：この計画では、子どもの読書活動を支えるものを対象とし、図書・紙芝居・CD（音楽資料）・DVD（映像資料）・おもちゃ・ネットワーク上の情報源をすべて含んで「資料」と表現します。

## 4 計画のめざすもの～基本方針～

白河市のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるよう、次に掲げる5つの理念により基本方針を定め、読書の推進に取組みます。



### 1 輝いた瞳の子どもを育みます【家庭における読書】

読み語り<sup>※10</sup>をしたり、子どもと一緒に本を読むことにより、子どもが本と出会い、読書に興味を待つよう、きっかけづくりに努めます。



### 2 輝く園児を育みます【保育園・幼稚園における読書】

身の回りのものや、ものごと等に対してもつ好奇心や探究心を、より高め、より深い知識を得るため、幼児が図鑑等や、絵本等に積極的に関わることができる環境づくりに努めます。



### 3 明るく輝く元気な児童・生徒を育みます【小・中学校、高等学校における読書】

児童・生徒が読書に親しみ、楽しい読書習慣を身に付けられるよう努めます。



### 4 個性豊かな子どもの読書を支援します【図書館における読書】

白河・表郷・大信・東のそれぞれの地域における、読書の拠点施設としてすべての子どもに読書の機会を、すべての子どもに良い読書環境を提供できるよう努めます。



### 5 子どもに合った読書環境をつくります【障がいのある子どもの読書】

一人ひとりの障がいを考慮した、きめ細かい支援に努めます。

---

※10 読み語り：話者が本を「読み」、子どもに対して「聞かせる」ことについては「読み聞かせ」等、様々な表現がありますが、この計画では、子どもに本を読んでも聞かせることを「語りの文化」を意識し、「読み語り」と基本として表現しています。

## 第2章 子どもの読書活動推進のための取組み

### 1 輝いた瞳の子どもを育みます。 <家庭での取組み>

保護者は、子どもの成長・年齢にあわせて、長い時間をかけて、聞く・読む・見る楽しさを伝え、子どもが読書に興味を持つように、きっかけをつくり、子どもとともに読書を楽しみます。

子どもは、家族の中で成長していきます。保護者から寝る前に布団の中、あるいは膝の上で聞いたお話や読んでもらった絵本等、日々の生活の中で子どもが感性や想像力を育て、自然に本の楽しさを知り、やがて自主的に本を読む喜びを知るようになり、読書が習慣化していきます。

～読書に親しむ機会の充実～

- ブックスタート事業<sup>\*11</sup>において配布された絵本等を活用して、「読み語り」を実践します。
- 図書館や家庭文庫・地域文庫で行っている「おはなし会」に積極的に参加します。

～読書環境の整備と充実～

- 図書館や家庭文庫・地域文庫、書店から発信される、子どもの読書に関する情報を活用し、子どもの興味に合わせた絵本や紙芝居等の児童書を紹介します。
- 子どもの読書の雰囲気づくりの一環として、家族が読書に親しみます。



### 2 輝く園児を育みます。 <保育園・幼稚園での取組み>

子どもが保育園・幼稚園に通う時期は、さまざまな遊び等、経験を通じて生涯にわたる人間形成の基礎を培う大事な期間です。

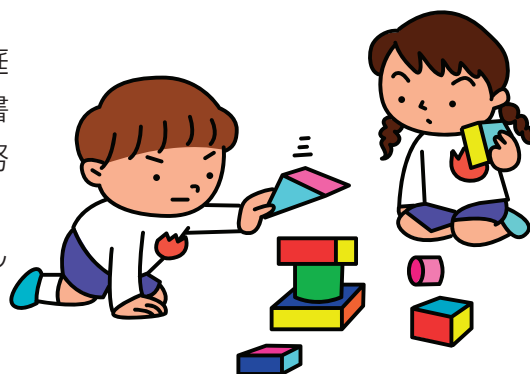
子どもは多くの時間を園で過ごすため、園の環境は子どもの心身の成長に深いかかわりを持つこととなります。子どもは友だちや先生とともに集団で生活し、そのなかで多くのことを学びます。家庭とは異なる、集団の中で読み語りや読書を楽しむことで一体感を体験し、読書の幅が広がることとなります。将来にわたる読書活動の源となるよう心に感動を与える読書を実施します。

※ 11 ブックスタート事業：絵本等を介して保護者と子どものコミュニケーションを豊かにし、子どもの言語能力と豊かな心を育てようとする活動で、乳幼児健診（本市では10か月児健康診査時）の機会に乳幼児と保護者に絵本や図書館の利用案内、図書館行事案内等を行う事業です。平成4年（1992）に英国で始まりました。また、この計画では0歳から就学前までの子どもを「乳幼児」と表現します。



～読書に親しむ機会の充実～

- 園と家庭ともに読書の大切さを認識し、園は家庭と連携し、絵本等の情報を提供し、子どもの読書意欲を高め、読書の習慣を身につけられるよう努めます。
- 保育活動の中で絵本の読み語りをを行い、本に親しむ環境づくりに努めます。



～読書環境の整備と充実～

- 子どもが自主的に読書することを促すため、保育園・幼稚園内に図書コーナーを整備する等の工夫をし、自発的な読書につなげ、読書習慣を身に付けられるよう努めます。
- 読みつがれた絵本や読みもの、大型絵本等を積極的に取り入れて、子どもがお話しを楽しめるよう努めます。

3 明るく輝く元気な児童・生徒を育みます。 <学校での取組み>

白河市では「白河市第2次総合計画」において「心豊かに学び・ともにふれあい・生きる喜びを実感できるまち」を掲げ、生きる力と思いやりを育む教育の充実のため、各学校は特色ある学校づくりを進め、明るく元気な子どもを育成しています。

学校での読書活動はコミュニケーション能力、豊富な知識、正しい日本語の習得、豊かなところ等、児童・生徒の人格形成のために重要な教育活動のひとつに位置づけられます。しかしながらコンピュータ、インターネットの普及等の影響もあり、読書量の減少傾向が続いています。また、市内の小・中学校の学校図書館に学校司書<sup>※12</sup>が配置されておらず蔵書数<sup>※13</sup>も十分とはいえない状況です。このような状況の改善に努め、児童・生徒ひとり一人に読書の楽しさを伝え、読書を通じ、明るく元気な子どもが育つよう努めます。

～読書に親しむ機会の充実～

- 「読書センター」及び「学習情報センター」として、学校図書館を活用することに努めます。
- 教員の学習課題に対する資料提供をサポートする、学校司書を配置することに努めます。
- 各学校全職員の共通理解のもと読書を推進します。
- 児童・生徒による図書委員会活動を活発化し、主体的な読書活動を推進します。

～読書環境の整備と充実～

- 児童・生徒に薦めたい本、児童・生徒が学習のために必要としている本の整備収集等、学

※12 学校司書：学校図書館に関する専門的事務を担当する事務職員のことを言います。また、そのために配置される教諭のことを「司書教諭」と言います。平成9年(1997)の学校図書館法の改正により、平成15年(2003)4月より12学級以上の学校には「司書教諭」の配置が義務付けられました。司書教諭は、学校図書館の資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担います。

※13 蔵書数：文部科学省が、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として「学校図書館図書標準」があります。例えば、12学級の小学校では7,960冊と定められており、この標準を達成するために園は地方財政措置をとっています。

校図書館蔵書の充実に努めます。

○いつでも利用できる楽しく使いやすい学校図書館づくりを目指すため、学校司書の配置に努めます。

#### 4 個性豊かな子どもの読書を支援します

#### 〈図書館における取り組み〉

子どもにとって、図書館は、自分が読みたい本を豊富な図書の中から自由に選ぶことができる施設であり、読書の楽しみや喜びを知ることができる場所です。また同時に保護者にとっても子どもに与えたい本を選んだり、子どもと共に読書をすることができる場所です。



図書館は子どもの読書活動推進の拠点施設として重要な役割を担っています。

図書館は、新刊児童書の受入れ、既刊児童書等の複本購入や買い替えをはじめ、多様で豊富な資料収集に努めています。

白河市立図書館は中学生、高校生等を対象としたティーンズコーナー<sup>※14</sup>の充実をはかり、また、子どもや保護者からの読書相談やレファレンスサービス<sup>※15</sup>等に適切に応えられるようサービス向上に努めます。

子どもの読書活動を推進する上では、図書館だけではなく、関係諸団体や市民ボランティアの協力が必要です。そして地域内の保育園や幼稚園、学校がそれぞれの立場での役割を担い、連携して子どもの読書推進に取り組むことが求められており、図書館は子どもの読書活動を総合的かつ計画的に進めるために、推進体制の構築に努めます。また、地域子育て支援事業<sup>※16</sup>等、他の事業との連携・協力により子どもの読書活動を推進することに努めます。

#### ～読書に親しむ機会の充実～

- 保護者と乳児にメッセージを伝えながら絵本を贈る事業である「ブックスタート事業」を行い、親子のコミュニケーションを深め、絵本に親しんでもらうためのきっかけとなる機会を提供します。
- 絵本や紙芝居等を活用し、手あそび等も交えた「おはなし会」を開催し、本の楽しさを伝えます。
- 定期的な子どもの本のテーマ展示をおこない、絵本等の紹介をします。

#### ～読書環境の整備と充実～

##### ○図書資料の整備・充実

- ・乳幼児、児童、ティーンズ向け図書資料の整備、蔵書内容の充実を図ります。
- ・児童向け郷土資料の充実に努めます。

※14 ティーンズコーナー：おもに10代を対象とした資料を集めたコーナーを言います。この計画で「高校生等」は概ね16歳から18歳までの高等学校・専門学校在学者及び有職・無職の人を対象としています。ティーンズコーナーでは、これら子どものニーズを把握し、読書意欲を推進することにつながるよう、資料収集や情報の提供を行いながら集うことができる環境を提供します。

※15 レファレンスサービス：必要な情報や資料等の問い合わせに対し、それらを調べるための援助や回答をすることを言います。

※16 地域子育て支援事業：地域において子育て家庭の保護者と子どもの交流等を促進する子育て支援拠点施設の設置の推進や、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安等の緩和、子どもの健やかな育ちを促進するために行う事業のことを言います。

## ○学校及び他の機関との連携

- ・学習に必要な情報や資料の充実に努めます。
- ・調べ学習や総合的な学習の時間における児童・生徒の読書活動が促進されるように、学校と連携し、資料の相談や援助を行います。
- ・中学生の職場体験をとおりて図書館利用や読書活動への理解を促します。
- ・学校、保育園・幼稚園、放課後児童クラブ<sup>\*17</sup>を対象に団体貸出を推進します。
- ・家庭文庫／地域文庫や放課後児童クラブにおいて、絵本等を活用した読み語りやおはなし会などの読書に親しむ活動の支援に努めます。



## ○啓発・広報の推進

- ・広報誌、ホームページ等により読書情報を発信します。
- ・子どもの年齢に応じた図書のリストを作成します。
- ・「子ども読書の日」<sup>\*18</sup>や「読書週間」<sup>\*19</sup>等の機会に、テーマ展示等啓発活動を行います。

## 5. 子どもに合った読書環境をつくります。〈関係機関及び図書館での取り組み〉

障がいのある子どもの読書推進のためには、一人ひとりの障がいを考慮した、きめの細かい支援が求められます。それには地域全体で、特に、図書館と関係機関が連携し、子ども・保護者との接点を作り、利用しやすい資料を充実させるとともに、視聴覚機器類の整備・充実を進めていく必要があります。

### ～読書に親しむ機会の充実～

- 一人ひとりの障がいを考慮したハンディキャップサービスの充実に努めます。

### ～読書環境の整備と充実～

- ボランティア団体協力のもと、子ども向けの図書録音や、点字図書の収集に努めます。
- 大型絵本や大活字本、点字表記のある絵本等の充実に努めます。
- 福祉施設・特別支援学校（学級）との連携を図り、障がいのある子どもの読書の支援に努めます。

※ 17 放課後児童クラブ：両親が共働き等により昼間に家庭にいない小学校低学年児童等が、放課後に遊びや生活の場として過ごしている場所を言います。

※ 18 子ども読書の日（4月23日）：子どもの読書活動の推進に関する法律において、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」に定められました。また、社団法人読書推進運動協議会により、子どもの読書活動の普及・啓発を図るため、4月23日から5月12日までの期間を「子どもの読書週間」と定めています。

※ 19 読書週間：社団法人読書推進運動協議会により、10月27日から11月9日までの2週間を、読書を推進する行事を集中して行う期間として「読書週間」と定めています。

### 第3章 子どもの読書活動推進のための具体的活動

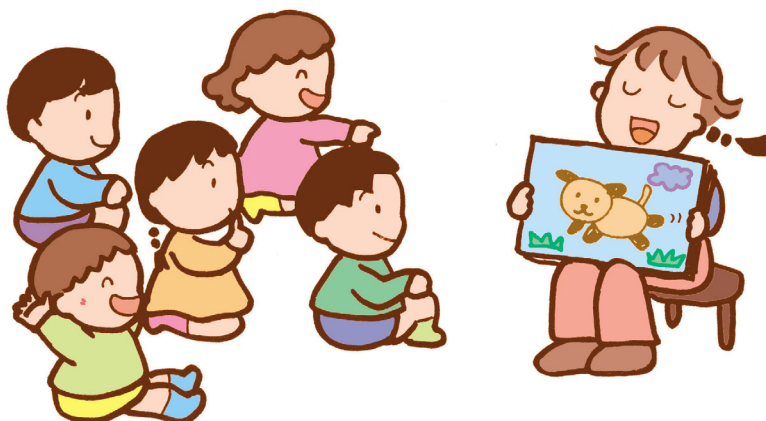


#### 1 輝いた瞳の子どもを育みます

〈家庭での取組み〉

絵本等を通じた、子どもと保護者とのふれあいの大切さについて伝える機会を提供します。

具体的活動	担 当	活 動 指 標		
		項 目	平成 23 年度	平成 27 年度 <sup>※ 20</sup>
読み語り	教育委員会 生涯学習スポーツ課	家庭教育学級 <sup>※ 21</sup> において読み語り（読み聞かせ）の講座および大切さを啓発する講座を実施するよう促す	開催回数 （平成 25 年度からの事業）	開催回数 23 回 幼稚園 8 園・小学校 15 校
	保健福祉部 健康増進課 ・ 白河市立図書館	10 か月児健康診査時において「ブックスタート事業」を実施する	参加割合 96%	参加割合 100%



※ 20 平成 27 年度：本計画は、平成 25 年度～平成 29 年度までの 5 力年計画であり、その中間年度である平成 27 年度の指標を設定し、その達成度によって計画の見直しを検討。

※ 21 家庭教育学級：子どもの健全な身体と人格の発達を目的に、子育てやしつけについて学ぶため、公立保育園 7 園・幼稚園 8 園、小学校 15 校・中学校 8 校において年間を通じて開催。

## 2 輝く園児を育みます



〈保育園・幼稚園<sup>※22</sup>での取り組み〉

子どもたちが絵本を手にとれる環境を提供し、絵本の楽しさを実感できる機会を家庭と連携して増やします。

具体的活動	担 当	活 動 指 標		
		項 目	平成 23 年度	平成 27 年度
読み語り	教育委員会 こども課	園を訪問し（活動指標においては、ボランティアの協力をえたもののみを対象とする）、読み語り（読み聞かせ）を実施する	1園あたりの開催回数 6回	1園あたりの開催回数 8回
絵本等の収集及び提供		「親子ふれあい文庫」整備事業 <sup>※23</sup> により資料を収集する	1園あたりの資料数 168点	1園あたりの資料数 300点
図書館利用案内		本とふれあう機会を提供するため各園が図書館を訪問し、利用等について理解を深める	実施園数 13園	実施園数 25園



※22 白河市内の公立保育園数は7園、公立幼稚園数は8園です。私立保育園数は5園、私立幼稚園数は5園です。

※23 親子ふれあい文庫：保育園・幼稚園に絵本等を整備し、地域の子育て家庭に貸出しする事業を言います。

### 3 明るく輝く元気な児童・生徒を育みます



〈学校での取組み〉

小・中学校<sup>\*24</sup>の児童・生徒が読書や学校図書館利用の楽しさを実感できる機会を増やします。また、保護者に読書の重要性を伝える機会を増やします。

学習用の資料を充実させます。また、より充実させるため学校司書を配置し、あわせて学校図書館検索システム<sup>\*25</sup>の導入に努めます。

調べ学習や総合的な学習の時間を充実させるため、市立図書館を活用し、市立図書館訪問等を実施して資料の見つけ方等を学ぶことができる機会も増やします。

高等学校<sup>\*26</sup>と連携し、生徒に図書館の理解を深めてもらう機会を提供します。

具体的活動	担 当	活 動 指 標		
		項 目	平成 23 年度	平成 27 年度
小学校における読書活動	教育委員会 学校教育課	保護者、地域ボランティアによる読み語り（読み聞かせ）を実施する	実施学校数 13 校	実施学校数 小学校全校 15 校
図書配本 <sup>*27</sup>	教育委員会 学校教育課 ・ 白河市立図書館	セット化した図書資料を小学校に配置する	新規事業	実施校数 小学校全校 15 校
調べ学習の充実	教育委員会 学校教育課	学校図書館の蔵書を充実させる	充足率 <sup>*28</sup> 90%	充足率 100%
学校司書の配置		すべての小・中学校に「学校司書」を配置する	配置学校数 0 校	配置学校数 小中学校全校 23 校
学校図書館検索システムの導入		図書資料目録を作成し、検索等の効率化を図る	導入学校数 0 校	導入学校数 小中学校全校 23 校
図書館訪問 (小学校)		日程を調整し計画的に市立図書館を訪問し、利用登録や利用について学ぶ	実施校数 10 校	実施校数 小学校全校 15 校
図書館職場体験 (中学校)	教育委員会 学校教育課 ・ 市立図書館	日程を調整し市立図書館で職場体験を実施し、図書館に対する理解を高める	実施校数 1 校	実施校数 中学校全校 8 校
図書館講座	高等学校（学校図書館）	市内の高等学校学校図書館と連携し、図書館の理解を深めてもらうための講座を要請に応じ開催する	要請なし	実施校数 4 校

※ 24 白河市内の公立の小・中学校数：小学校数は 15 校、中学校数は 8 校です。

※ 25 学校図書館検索システム：コンピュータを使って学校図書館業務のシステム化と蔵書をデータベース化することで、検索や貸借等資料管理を行うことができるシステムを言います。

※ 26 白河市内の公立の高等学校数は 4 校です。

※ 27 図書配本：図書資料を一定数キット化したものを、学校へ定期的に配本する事業です。

※ 28 充足率：学校図書館図書標準による学校規模（学級数）に対する蔵書数の充足を率であらわしたものです。

#### 4 個性豊かな子どもの読書を支援します



##### 〈図書館における取組み〉

保護者と子どもが本に親しむ機会を提供し、おはなし会、資料の充実、また、資料のテーマ展示、子ども向け映画等の上映会等を実施します。

学校や他の機関と連携し、子どもが本に親しむ機会を増やします。また、図書館協力団体や個人への支援を随時行っていきます。

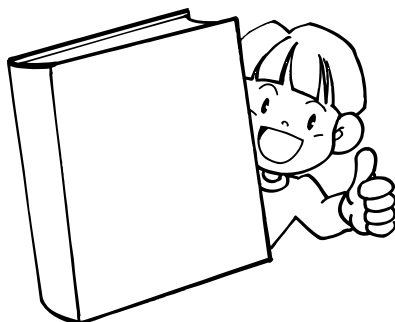
具体的活動	担 当	活 動 指 標		
		項 目	平成 23 年度	平成 27 年度
おはなし会（夏休み・冬休み期の企画も含む）	市立図書館	対象年齢 3 歳程度までと小学校低学年までの 2 つに区分したおはなし会を実施する	参加者数 1,039 人	参加者数 1,300 人
手づくり絵本教室 ・ 手づくり絵本展	白河市立図書館 大信図書館 東図書館	読書推進の手段として、楽しみながら手づくりで絵本をつくり、また、手づくり絵本教室等でつくった絵本等を展示する	教室参加者数 21 人 展示観覧者数 712 人	教室参加者数 55 人 展示観覧者数 800 人
小学校図書室・放課後児童クラブ等配本	教育委員会 学校教育課 ・ 白河市立図書館 東図書館	図書資料を整備し、セット化したものを、学校等と連携して配置する	実施小学校数 5 校  対象クラブ数 9 クラブ	実施小学校数 15 校  対象クラブ数 16 クラブ
小・中学校図書館支援	教育委員会 学校教育課 ・ 白河市立図書館	資料目録作成の指導や学校図書館担当教員、学校司書の研修を受入れる	新規事業	実施校 小中学校全校 23 校
案内文書作成	市立図書館	年齢区分により、図書館利用案内や新着資料案内等チラシを作成、配布する	実施	実施
移動図書館巡回	大信図書館	地域内小学校、幼稚園等を移動図書館で巡回し貸出を実施する	巡回数 年 33 回	巡回数 年 36 回
	東図書館		実施回数・対象校数 月 1 回、2 小学校	実施回数・対象校数 月 1 回、2 小学校

## 5 子どもに合った読書環境をつくります

〈関係機関及び図書館での取組み〉

障がいのある子どもが読書に親しめる機会を増やします。

具体的活動	担 当	活 動 指 標		
		項 目	平成 23 年度	平成 27 年度
障がいのある子どもが本に親しむために必要となる機器・装置等の整備	保健福祉部 社会福祉課	拡大読書器等 <sup>※29</sup> を給付する	事業の実施 実施	事業の実施 実施
	白河市立図書館	既に整備した機器を活用するためのソフトウェア整備する	整備件数 0 件	整備件数 100 件
読み語り	健康増進課	ことばの遅れ等のある幼児と保護者を対象とした、小集団での子育て支援における読み語りを実施する	開催回数 23 回	開催回数 30 回
対面朗読	白河市立図書館	「朗読サービス」のための人材を育成する（音訳者 <sup>※30</sup> を育成する講演・講座を開催する）	新規事業	事業の実施 実施
		白河市立図書館内「対面朗読室」 <sup>※31</sup> において音訳を実施する	新規事業	事業の実施 実施
		大活字本 <sup>※32</sup> や録音資料 <sup>※33</sup> や点字図書等を整備する	整備件数 0 件	整備件数 170 件 (大活字本 150・録音資料 20)



※ 29 拡大読書器：モニター画面に、文字等を拡大して表示することができる装置を言います。また、障がいのある子どもが本に親しむための機材として、このほかに、点字ラベラー、点字プリンター等があります。白河市立図書館は 2 階に拡大読書器を備えています。

※ 30 音訳者：文字や図表等の情報を音声化すること。文章を声に出して読む一般的な朗読と区別し、音訳はインク等を用いた表現との同一性を保持するため、音声化を行う個人による解釈が介入することを極力排除しています。

※ 31 対面朗読室：対面朗読は図書館が行うサービスのひとつで、朗読者が「目のかわり」となり、資料を読むサービスです。白河市立図書館 1 階総合サービスデスクとなりに設けています。

※ 32 大活字本：弱視の人のために、文字の大きさや書体、文字・行の間隔等を工夫した本を言います。

※ 33 録音資料：朗読した音声を CD やカセットテープに記録したものを言います。



## 6 その他

計画を推進するため、定期的な進捗状況を把握・評価し、必要に応じて施策及び事業を再検討する調整を行います。

### 白河市子ども読書活動推進計画

平成 25 年 12 月

白河市教育委員会

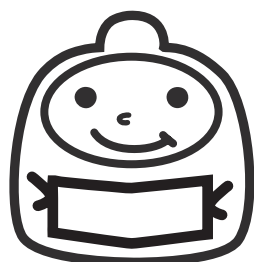


#### 白河市図書館協議会

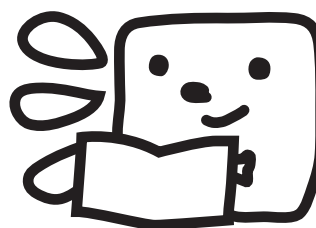
氏 名	所 属
舟木裕子委員	小学校教諭
田家善紀委員	スポーツ少年団
金沢美香委員（会長）	学校図書館ボランティア
樋口葉子委員（副会長）	NPO 法人しらかわ支援会
鈴木たか子委員	旧大信村保育園、幼稚園勤務
二宮和比古委員	郡山女子大学短期大学部教授

#### 白河市子ども読書活動推進計画策定庁内検討委員会

委 員 役 職	役 職
委員長	教育委員会教育長
副委員長	保健福祉部次長
副委員長	教育委員会事務局教育部次長
委員	企画政策課長
委員	社会福祉課長
委員	健康増進課長
委員	教育総務課長
委員	学校教育課長
委員	こども課長
委員	生涯学習スポーツ課長
委員	白河市立図書館長



しろくん



かわくん

# 資料

## 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

### （目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### （基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### （保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### （関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### （子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもへの健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

白河市子ども読書活動推進計画策定庁内検討委員会設置要綱  
(平成24年10月26日決裁)

(設置目的)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定により、白河市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の原案を検討するため、白河市子ども読書活動推進計画策定庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内検討委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。  
 (1) 子どもの読書活動の推進に係る調査、研究に関すること。  
 (2) 推進計画原案の策定に関すること。  
 (3) その他推進計画原案の策定に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内検討委員会は、委員長1名及び副委員長2名並びに別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。  
 2 委員長には教育長を充て、副委員長には保健福祉部総括参事及び教育委員会総括参事を充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務の所掌事務を総理する。  
 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内検討委員会の会議は、委員長が招集し、会議を主宰する。  
 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会の設置)

第6条 庁内検討委員会に、推進計画原案の策定に必要な事項について、調査、研究を行うため、作業部会を置く。  
 2 作業部会は、会長、副会長及び別表第2に掲げる課に所属する職員をもって組織する。  
 3 会長には、白河市立図書館副館長を充て、副会長は会長が指名するものとする。  
 4 会長が必要と認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 庁内検討委員会の事務局は、白河市立図書館内に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成24年10月26日から施行し、設置の目的を達成したときはその効力を失う。

別表第1（第3条関係）

役 職	所属及び職名
委員長	教育長
副委員長	保健福祉部次長、教育委員会事務局教育部次長
委 員	企画政策課長、社会福祉課長、健康増進課長、教育総務課長、学校教育課長、こども課長、生涯学習スポーツ課長、白河市立図書館長

別表第2（第6条関係）

課 名	職名等
市長公室企画政策課	企画政策係長
保健福祉部社会福祉課	障がい福祉係長
保健福祉部健康増進課	母子保健係長
教育委員会生涯学習スポーツ課	生涯学習係長
教育委員会学校教育課	指導主事
教育委員会こども課	育成係長
教育委員会図書館	白河市立図書館副館長、主任司書、司書（2名）白河市立表郷図書館長、白河市立大信図書館長、白河市立東図書館長

# 「白河市子ども読書推進計画」策定工程表

白河市教育委員会 白河市立図書館

年度	月	イベント
24	4	-工務庁作成
	5	
	6	-県教育庁(庁教育学芸教育課)より読書推進に関する調査依頼(白河市分庁)依頼依頼 -小中学校読書推進委員会へアンケートによる現状調査(6~7月)[小18-中6-給19-給12]
	7	
	8	-アンケート結果による互恵図書館等とりきり -読書推進委員会へ事業計画案提出、読書計画(計画の基本内容)
	9	-案を作成 -読書推進委員会委員への意見
	10	
	11	-読書推進委員会委員等及び読1(読庁内検討委員会) 読1制作委員会(読書推進部) -読書推進委員会委員より互恵の取組等
	12	-読2制作委員会(計画案決定)
	1	-読3制作委員会(計画案決定) -読2制作委員会委員より読2に対する意見を聴取
	2	-読書推進委員会の意見を整理し、読書案へ反映 -読4制作委員会にて審議(原案最終作成)
	3	-読2制作内検討委員会(原案審議等)
	25	4
5		-パブリックコメント手続台・公表 -パブリックコメント提出意見取りまとめ
6		
7		-パブリックコメントを踏まえ、修正等最終 原案作成
8		
9		-読書推進委員会へ最終案を提出 -読書決定(教育長) -教育委員会への報告 -読書の公表
10		
11		-基本、関係機関等へ配布 -計画に沿った取組を開始
12		
		1
	2	
	3	

## 経過

年月日	項目	内容等
平成24年6月26日	学校図書館現状アンケート調査(照会)実施(未回答校に8月29日、12月6日に再、再々依頼を実施)	対象は学校図書館司書教諭、クラス担任及び保育園、幼稚園。
平成24年10月26日	「白河市子ども読書活動推進計画策定庁内検討委員会設置要綱」決裁	
平成24年11月21日	平成24年度 第1回白河市子ども読書活動推進計画策定庁内検討委員会開催	計画策定の意義について、策定までの工程及び経緯、作業部会で案を作成すること等について協議
同日	平成24年度 第1回白河市子ども読書活動推進計画策定庁内検討委員会作業部会開催	計画案及び工程表について協議
平成24年11月30日	作業部会員に対し、関連事業について照会	
平成24年12月21日	平成24年度 第2回白河市子ども読書活動推進計画策定庁内検討委員会作業部会開催	保育園、幼稚園、学校に対して実施したアンケート集計中間報告、関係機関における事業について検討。
平成25年1月23日	平成24年度 第3回白河市子ども読書活動推進計画策定庁内検討委員会作業部会開催	計画案の検討及び項目「具体的活動(活動指標)」を協議
平成25年2月6日	平成24年度 第2回白河市図書館協議会開催	子ども読書活動推進計画案及び工程について 学校図書館の充実について3点の意見が提示された
平成25年2月20日	平成24年度 第4回白河市子ども読書活動推進計画策定庁内検討委員会作業部会開催	計画案について白河市図書館協議会から提示された修正案所の検討、活動指標について協議。 今後の日程について確認。
平成25年3月22日	平成24年度 第2回白河市子ども読書活動推進計画策定庁内検討委員会開催	これまでの検討経過を説明。 白河市図書館協議会の意見を反映した作業部会での修正案について説明。 今後の日程について説明 注釈、年次の計画の考え方、用語等について確認

平成25年4月26日	平成25年度 第1回白河市図書館協議会開催	子ども読書活動推進計画案及び工程について進捗状況と見直しについて説明、意見を伺う パブリックコメントについて説明
平成25年6月11日～7月10日	白河市子ども読書活動推進計画案に関するパブリックコメントを実施	パブリックコメント提出意見を取りまとめ
平成25年8月～11月		パブリックコメントの提出意見を踏まえ、原案の修正等最終調整を行う
平成25年12月6日	平成25年度 第2回白河市図書館協議会開催	白河市子ども読書活動推進計画案を承認
平成25年12月23日	平成25年度 教育委員会臨時会	白河市子ども読書活動推進計画を承認